

口座開設をされるお客さまへのお願い

近年、預金口座を悪用した投資勧誘等による詐欺被害やヤミ金融業者などによる不法な商行為被害など、預金口座を不正利用した犯罪事例が大きな社会問題となっております。

また、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の重要性も高まっており、金融機関においては、お客さまの情報について適切に管理することが求められています。

こうした金融機関を取り巻く状況を踏まえ、当金庫では新規口座開設されるお客さまに下記事項についてお願いしております。

口座不正利用の未然防止対策やお客さまの情報の適切な管理が、当金庫へお取引をいただくお客様の預金を守ることに繋がることをご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

個人のお客さま

- ・口座を開設されるご本人さまの本人確認をさせていただきます。
- ・運転免許証やマイナンバーカード、健康保険証、在留カードなど、ご本人さまであることが確認できる書類をご提示ください。
- ・本人確認の際、ご職業、お勤め先、口座の開設目的等をお尋ねさせていただきます。
- ・必要に応じて追加書類のご提示をお願いする場合がございます。
- ・ご本人さま以外の方がご来店される場合は、ご本人さまと併せ、ご来店された方の本人確認書類も必要です。また、ご本人さまとご関係を確認できる書類や委任状などのご提示、ご本人さまへの連絡による確認等をお願いさせていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・場合によりましては、口座の開設をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

個人事業主のお客さま

- ・個人事業主の方が、事業用決済口座（屋号付き口座等）開設をお申込みされる場合、上記「個人のお客さま」への確認事項に併せて、事業内容や活動実態等もお尋ねさせていただきます。
- ・また、必要に応じて追加書類のご提示をお願いする場合がございます。
 - ※事業内容や活動実態が確認できる書類については、後記参照願います。
- ・なお、口座開設にあたり、事業所への訪問や必要に応じて追加書類のご提示をお願いするなど当金庫所定の確認を行わせていただくため、1～2週間程度お時間を頂戴いたします。
- ・場合によりましては、口座開設をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

法人のお客さま

- ・法人のお客さまが口座開設をお申込みされる場合、以下の確認書類の原本をご提示ください。
 - ①履歴事項全部証明書（発行後6か月以内のもの）等
 - ②代表者の本人確認ができる公的書類・・・運転免許証、マイナンバーカード等
 - ③代表者以外で、実際にご来店され取引をされる方（個人）の本人確認ができる公的書類と、法人とのご関係を確認できる書類や委任状等
※事業所（代表者さま等）への連絡による確認等をお願いさせていただく場合もございます。
 - ④実質的支配者の確認ができる書類 ※後記参照願います。
- ・口座の開設目的のほか、法人の事業内容や活動実態、実質的支配者もお尋ねいたします。
※法人の事業内容や活動実態が確認できる書類については、後記参照願います。
- ・なお、口座開設にあたり、事業所への訪問や必要に応じて追加書類のご提示をお願いするなど当金庫所定の確認を行わせていただくため、1～2週間程度お時間を頂戴いたします。
- ・場合によりましては、口座開設をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

「お取引目的等確認シート」のご記入のお願い

- ・口座開設のお申し出の際には、口座開設の目的やご職業、勤務先、個人事業や法人の事業の内容や活動実態等を確認するため、「お取引目的等確認シート」のご記入をお願いします。
- ・また、「お取引目的等確認シート」へご記入された内容について、必要に応じて追加書類をお願いする場合がございます。
- ・「お取引目的等確認シート」へのご記入や追加書類のご提示に応じていただけない等、場合によりましては、口座の開設をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

ご留意事項

- 口座の開設には、所定の手続きが必要となるため時間を要する旨あらかじめご了承ください。
- 口座の開設は、ご自宅やお勤め先に近い最寄りの当金庫窓口でお手続きください。
住所が遠隔地のお客さまについては、口座の開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 複数の普通預金口座を開設されることはご遠慮ください。
すでに当金庫に普通預金口座をお持ちの場合、新たな普通預金口座の開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 他人になりすましての口座開設や口座の売買・譲渡は法律により禁止されています。
口座開設後、預金規定に違反する場合や不自然なお取引が発生した場合には、口座の利用を停止または解約させていただく場合がございます。また、今後のお取引をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

○実質的支配者に関する資料例

法人格	確認資料の例
<ul style="list-style-type: none"> ●資本多数決法人の場合 株式会社、有限会社、投資法人、 特定目的会社 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・株主名簿 ・有価証券報告書 ・法人税確定申告書の別表二「同族会社の判定に関する明細書」 ・実質的支配者情報一覧（実質的支配者リストの写し） ・定款 等
<ul style="list-style-type: none"> ●資本多数決法人でない場合 合名/合資/合同会社、 社団法人/財団法人、 学校法人、宗教法人、医療法人、 社会福祉法人、 NPO 法人 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・社員名簿、代表社員名簿 等

○法人・個人事業主の事業内容や活動実態が確認できる書類例

書類例
<ul style="list-style-type: none"> ・会社案内、パンフレット、ホームページ ・商品・在庫、仕入先からの請求書、取引先との契約書、発注書、納品書、見積書 ・各行政機関等からの許認可証（営業許可証等） ・定款、決算書、確定申告書 ・法人設立届出書、個人事業開業届 ・団体の規約・会則、役員名簿 ・有価証券報告書、事業報告書、商業登記簿 ・事業（経営）計画書、創業支援（政策公庫、商工会等）に係る資料 ・所管庁（都道府県）の WEB サイト（NPO 法人の認定状況の検索サイト等） ・事業所がマンション・アパート等（賃貸）の場合は賃貸契約書 等

本件に関するお問い合わせ先

しまなみ信用金庫 リスク管理部、事務部

TEL リスク管理部 0848-62-7150

事務部 0848-63-9911